

3. し尿の処理

(1) し尿処理の概要

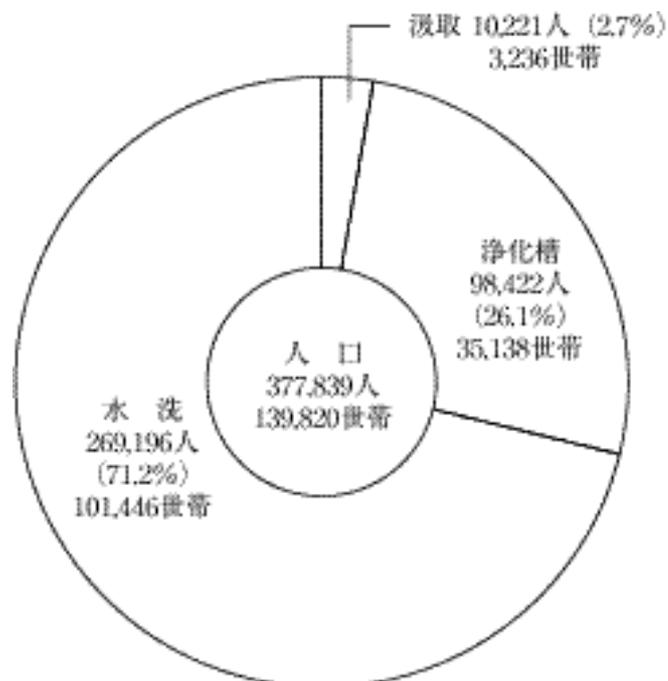
し尿の収集は、家庭などから排出されるし尿のうち、水洗便所、浄化槽便所を除いた汲み取り便所のし尿を全市域を対象に直営、許可業者により行っている。そもそも、し尿収集は昭和20年代市街地周辺の農家が自由収集したのが始まりで、当時はほとんど農地還元を行っていた。昭和27年度から業者の収集が開始され、昭和32年度から始めた直営収集と併せて軌道にのった。また昭和37年度には、し尿許可業者10社で「豊橋清掃事業協同組合」を結成し、翌年度から浄化槽汚泥の抜き取りも許可し収集するようになった。

し尿処理の現状は、全戸数の約71%が公共下水道等による水洗、約26%が浄化槽、残り3%が汲み取りによるものである。し尿収集の市直営分は、旧特別清掃地域内で全体量の約2.9%を収集するにとどまり、その他は許可業者（清掃事業協同組合員）9社で収集している。

また、浄化槽汚泥は、浄化槽汚泥収集運搬許可業者（一般廃棄物許可業者）9社が収集運搬し、し尿同様本市処理施設へ搬入している。

搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は本市し尿処理施設により処分している。

(2) し尿処理形態別人口比率（17.3.31日現在）



(3) し尿、浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：k)

年度	生し尿			浄化槽汚泥	合計
	直営収集	許可業者	計		
60	1,337	25,982	27,319	28,406	55,725
61	1,154	24,515	25,669	31,318	56,987
62	985	24,225	25,210	33,849	59,059
63	856	23,805	24,661	34,970	59,631
元	760	21,781	22,541	37,318	59,859
2	656	19,796	20,452	40,359	60,811
3	604	18,533	19,137	41,295	60,432
4	489	16,428	16,917	42,007	58,924
5	440	15,137	15,577	43,046	58,623
6	350	13,985	14,335	44,581	58,916
7	309	12,541	12,850	44,930	57,780
8	271	11,623	11,894	44,553	56,447
9	285	10,295	10,580	44,180	54,760
10	256	8,037	8,293	45,632	53,925
11	229	7,809	8,038	45,044	53,082
12	217	7,572	7,789	44,784	52,573
13	195	6,768	6,963	44,749	51,712
14	165	5,388	5,553	44,695	50,248
15	168	5,091	5,259	44,936	50,195
16	145	4,852	4,997	44,575	49,572

(4) し尿処理人口、世帯の推移

(各年度3月31日現在)

区分	年度	11年度		12年度		13年度	
		世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
汲み取り	直営	266	851	201	674	185	591
	許可業者	5,011	16,037	4,859	15,551	4,343	13,898
	小計	5,277	16,888	5,060	16,225	4,528	14,489
浄化槽		39,569	112,641	40,001	112,776	39,696	110,216
下水道	公共下水道	79,996	224,846	82,263	227,430	84,814	231,765
	地域下水道	2,654	9,407	2,578	9,360	2,791	10,457
	農業集落排水	807	2,925	1,148	4,440	1,202	4,626
	小計	83,457	237,178	85,989	241,230	88,807	246,848
合計		128,303	366,707	131,050	370,231	133,031	371,553

区分	年度	14年度		15年度		16年度	
		世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
汲み取り	直営	169	508	154	424	122	256
	許可業者	3,457	11,064	3,267	10,455	3,114	9,965
	小計	3,626	11,572	3,421	10,879	3,236	10,221
浄化槽		36,681	105,127	35,618	100,771	35,138	98,422
下水道	公共下水道	90,069	239,842	93,619	246,749	96,555	251,771
	地域下水道	3,220	11,673	3,413	12,213	3,607	12,700
	農業集落排水	1,241	4,687	1,278	4,748	1,284	4,725
	小計	94,530	256,202	98,310	263,710	101,446	269,196
合計		134,837	372,901	137,349	375,360	139,820	377,839

地域下水道とは、コミプラと特環を合わせた本市独自の名称

(5) 合併処理浄化槽設置整備事業

ア. 補助制度の概要

公共用水域の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を保全する必要から、従来より、公共下水道の普及促進、農業集落排水処理施設の整備等が各機関により進められているが、これらの整備の予定がない地域における生活排水対策の一つとして、生活雑排水をし尿と併せて効率的に処理できる合併処理浄化槽の設置整備事業を昭和63年度より実施している。

補助対象となる浄化槽

- ・ 処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽
- ・ 浄化槽法第4条第1項の構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率90%以上、かつ放流水のBODが20mg/ 以下の機能を有すること。
- ・ 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される合併処理浄化槽にあつては同指針に適合するもの。

補助金の交付を受けることのできる者

次の建築物に合併処理浄化槽を設置しようとする者

- ・ 住宅(主に居住の用に供する建築物又は延べ床面積の1/2以上を居住の用に供する建築物)
- ・ 飲食店
- ・ 排水の状況が上記の建築物からの排水に類似すると市長が認める建築物

補助対象地域

豊橋市域のうち、下水道法に基づく公共下水道及び流域下水道の認可区域以外の地域で、次に定める区域を除く区域とする。

- ・ 豊橋市地域下水道条例(平成11年3月31日条例第28号)で定める地域下水道処理区域
- ・ その他市長が指定する区域

補助金額

平成16年度における補助金の額は、下記のとおりとする。

表2 - 生 - 3

処理対象人員(人)	限度額(千円)
5	354
6～7	411
8～10	519
11～20	981
21～30	1,668
31～50	2,238

イ. 設置状況

平成16年度は、443基に対して補助を行い、その概要は次のとおりであった。

- ・人槽別の設置状況では5から10人槽までが95%を占め、中でも5人槽が224基(51%)で最も多く設置された。
- ・設置場所の放流先は梅田川流域が241基で全体のおよそ半分の54%を占めていた。
- ・建築物の用途別では専用住宅(共同住宅を含む。)が96%を占めていた。
- ・設置場所の区域別では、市街化調整区域が82%を占めていた。
- ・建築物の新築又は改造別では新築における設置が88%を占めていた。

人槽別設置基数

表2 - 生 - 4

人槽	5	6	7	8	10	11～20	21～30	31～50	計
基数	224基	0基	176基	0基	19基	14基	6基	4基	443基
割合	51%	0%	40%	0%	4%	3%	1%	1%	100%

流域別設置基数

表2 - 生 - 5

河川名	梅田川	豊川	うち神田川	うち豊川放水路	柳生川	紙田川	その他の河川	計
基数	241基	75基	20基	10基	83基	0基	44基	443基
割合	54%	17%			19%	0%	10%	100%

建築物の用途別設置基数

表2 - 生 - 6

用途	専用住宅	併用住宅	その他	計
基数	425基	15基	3基	443基
割合	96%	3%	1%	100%

区域別設置基数

表2 - 生 - 7

区域	市街化区域	市街化調整区域	計
基数	79基	364基	443基
割合	18%	82%	100%

新築・改造別設置基数

表2 - 生 - 8

建築別	新築(建築確認申請によるもの)	改造(浄化槽設置届出によるもの)	計
基数	388基	55基	443基
割合	88%	12%	100%

(6) 公衆便所清掃

生活環境の保全と公衆衛生向上の一環として公衆便所を嘱託員4名により毎日巡回清掃している。

年度別清掃状況

年 度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下水道	160	173	182	191	199	213	213	213	221	227
浄化槽	50	42	42	33	32	36	38	39	39	34
汲 取	19	19	21	21	20	19	22	21	18	16
合 計	229	234	245	245	251	268	273	273	278	277

清掃回数(平成16年度)

清掃回数	箇所数
毎 日	24
週 3 回	35
週 2 回	103
週 1 回	115
随 時	0
計	277

管理担当課(平成16年度)

区 分	下水道	浄化槽	汲 取	計
公園緑地課	222	25	0	247
商業観光課	1	6	15	22
スポーツ課	3	1	0	4
自然史博物館	0	0	1	1
農地整備課	1	1	0	2
河川課	0	1	0	1
計	227	34	16	277

(7) し尿料金値上げ抑制交付金

し尿処理業者に対してし尿汲み取り料金の値上げを抑制する措置としてし尿汲み取り量18 当り10円を事業助成のため交付するもの。

年度別推移

区分/年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
許可業者 し尿収集量	7,809,040	7,572,070	6,767,499	5,387,644	5,091,063	4,852,335
抑制交付金	4,338,170 ^円	4,206,510 ^円	3,759,550 ^円	2,993,020 ^円	2,828,280 ^円	2,695,650 ^円
特別交付金	1,301,451 ^円	1,261,953 ^円	5,263,370 ^円	^円	^円	^円
交付金(計)	5,639,621 ^円	5,468,463 ^円	9,022,920 ^円	2,993,020 ^円	2,828,280 ^円	2,695,650 ^円

し尿料金値上げ抑制交付金 10円 / 18

特別交付金 3円 / 18 (H1.4 ~ H4.4、H9.4 ~ H13.3)

〃 (3円 + 11円) / 18 (H13.4 ~ H14.3)

(8) 生活保護世帯し尿処理手数料減免

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第32条第1号(手数料及び費用の減免)により生活保護世帯のし尿処理手数料を全額免除するもの。

年度別推移

区分/年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
免除世帯数 ()は件数	直営	4(35)	4(22)	2(25)	2(27)	2(22)	1(8)
	許可業者	26(62)	26(44)	28(63)	27(47)	29(47)	24(30)
	計	30(97)	30(66)	30(88)	29(74)	31(69)	25(38)
処理量()	直営	2,142	1,350	881	684	1,044	396
	許可業者	17,208	12,564	17,838	14,832	15,948	12,402
	計	19,350	13,914	18,719	15,516	16,992	12,798
減免金額(円)	直営	21,420	13,500	8,810	7,980	12,180	4,620
	許可業者	172,080	125,640	178,380	170,550	186,060	144,690
	計	193,500	139,140	187,190	178,530	198,240	149,310

(参考) し尿収集手数料 元年度 ~ 4年度4月 130円 / 18

4年度5月 ~ 8年度4月まで 150円 / 18

8年度5月 ~ 14年度4月まで 180円 / 18

14年度5月 ~ 210円 / 18

(9) 災害被災世帯料金免除交付金

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第32号第2号に基づく災害被災世帯に対し、し尿汲み取り手数料の2分の1を免除するもの。

災害被災の要件

大雨・洪水・高潮・津波等各注意報及び警報が発令されたときであって、次のいずれかに該当した者。

雨量が時間あたり20mm程度以上であったとき

その他床下浸水以上の災害が認められたとき

年度別推移

区 分 / 年 度		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
免 除 世 帯 数 (延世帯数)	直 営	0	1	12	5	1	1	12
	許可業者	6	6	0	1	0	0	0
	計	6	7	12	6	1	1	12
処 理 量 ()	直 営	0	360	5,724	3,366	252	360	3,852
	許可業者	2,430	2,808	0	180	0	0	0
	計	2,430	3,168	5,724	3,546	252	360	3,852
減 免 金 額 (円)	直 営	0	1,800	28,620	16,830	1,470	2,100	22,470
	許可業者	12,150	14,040	0	900	0	0	0
	計	12,150	15,840	28,620	17,730	1,470	2,100	22,470

(参考) し尿収集手数料 2年度 ~ 4年度4月まで 130円 / 18
 4年度5月 ~ 8年度4月まで 150円 / 18
 8年度5月 ~ 14年度4月まで 180円 / 18
 14年度5月 ~ 210円 / 18

直営については手数料の1 / 2 減免のみ